決　定　書

申立人　　X

被申立人　　株式会社Ｙ１
　　代表取締役　Ａ

被申立人　　Ｙ２

被申立人　　Ｙ３

上記当事者間の茨労委令和８年（不）第１号不当労働行為救済事件について、当委員会は、令和８年７月 16 日第 976 回公益委員会議において、会長公益委員亀田哲也、公益委員後藤玲子、同大谷美恵子及び同堀みずきが出席し、合議の上、次のとおり決定する。

主　　文

本件申立てを却下する。

理　　由

第１　当事者

１　申立人

申立人は、肩書地を居所として本件を申し立てた個人である。なお、申立人が提出した令和８年４月 21 日付け申立書（以下「本申立書」という。）においては、申立人に関する記載の中で茨城県鹿嶋市との記載もある。

２　被申立人

被申立人株式会社Ｙ１（以下「被申立人会社」という。）は、肩書地に本店が所在するとされる株式会社であり、被申立人Ｙ２及び同Ｙ３（以下、あわせて「被申立人Ｙ２ら」という。）は、いずれも申立人がその使用者であると主張する者である。

第２　審査の経過

１(1)　令和８年３月 31 日に申立人から同月 26 日付け請求書（以下「本請求書」という。）が提出された。

(2)　本請求書においては、労働組合法（以下「労組法」という。）第 27 条の 12（労組法第 27 条）の規定に基づき救済命令の申立てを請求するとされ、以下のとおりの記載あるいは以下のとおりと推測される記載がある。

ア　労組法第７条、不当労働行為等の事業主として被申立人会社、使用者として被申立人Ｙ２ら。

イ　不法行為等として以下の内容。

(ｱ)　労働基準法（以下「労基法」という。）第 24 条第１項、賃金払いに係る違法として、龍ヶ崎労働基準監督署より令和７年６月 10 日付けにて、令和７年 11 月分から令和７年２月分までの４ヶ月分の給料の支払いを行うよう、是正勧告書が交付された。しかし被申立人会社は従わない。それに派生された被申立人Ｙ２らの「横領」刑法第 252 条受理。担当、神栖警察署。

(ｲ)　不当行為がなければ、相当額の賃金を得られ最低限度の生活が不可能であり、体重が 80 kgやせたことがなかったであろうし、逆に預金等が可能であった。また同時に出張先の社宅に置き忘れた全ての動産の返還。

ウ　本件は、茨城労働局ないし龍ヶ崎労働基準監督署において労基法第 24 条第１項のまず上記是正勧告書を交付し、さらに民事裁判の結審後、裁判

でも従わないとして同法にて違法措置を行っている。つまり、茨城労働局から資料の提供を受け、直ちに「救済命令」を被申立人会社及び被申立人Ｙ２ら（以下、あわせて「被申立人ら」という。）に交付されたい。

(3)ア　本請求書においては、上記(2)のとおり、請求する救済の内容（労働委員会規則（以下「労委規則」という。）第 32 条第２項第４号）の記載を欠いていた。

このため、令和８年４月 16 日に開催した第 973 回公益委員会議において、請求する救済の内容について、同年５月 13 日までにその補正を行うよう申立人に勧告することを決定し、同年４月 20 日付けで補正勧告書を配達証明郵便で肩書地に宛てて申立人に発送し、同月 21 日に配達された。

イ　また、本請求書においては、その記載内容に不明な部分が存在し、その確認のため、上記第 973 回公益委員会議において、以下の各点につき同年５月 13 日までに回答するよう申立人に求めることを決定し、同年４月 20 日付けで「申立て内容に係る確認について」と題する照会書を補正勧告書とともに申立人に発送し、同月 21 日に配達された。

(ｱ)　申立人は、被申立人会社に雇用されていたのか。雇用されていた場合、雇用されていた期間は、いつからいつまでか。

(ｲ)　本請求書には「使用者」として被申立人Ｙ２らの記載があるが、この「使用者」とはどのような意味なのか（被申立人会社と並んで、本事件の被申立人に当たるのか）。また、被申立人Ｙ２らと被申立人会社とはどのような関係にあるのか。

(ｳ)　本請求書には以下の事項が記載されているが、そのうち、不当労働行為を構成する具体的事実（労委規則第 32 条第２項第３号）はどれか。また、申立人においては、不当労働行為を構成する具体的事実が、労組法第７条各号のうち、どの号に該当すると主張するのか。

・被申立人会社が、申立人の賃金を支払わないこと。

・「使用者」（被申立人Ｙ２らを指すということでよろしいでしょうか）の横領。

・被申立人会社が、申立人が出張先の社宅に置き忘れた動産を返還しないこと。

(ｴ)　上記(ｳ)記載の事項に関連して、申立人には以下に該当する事情はあったのか。あったとした場合該当するのは以下のうちどれか。また、該当する事情と上記(ｳ)記載の事項の間に、どのような因果関係があると主張するのか。

・申立人は、労働組合の組合員であった。

・申立人は、労働組合に加入しようとした。

・申立人は、労働組合を結成しようとした。

・申立人は、労働組合の正当な行為をした。

・申立人は、労働組合を運営していた。

２(1)　上記１(3)の補正勧告書及び「申立て内容に係る確認について」と題する照会書に対する回答として、令和８年４月 24 日に申立人から本申立書が提出された。

(2)　本申立書には、以下のとおりの記載あるいは以下のとおりと推測される記載がある。

ア　被申立人会社における申立人の雇用期間（正社員）として、令和６年 11 月１日から同７年３月 25 日まで。

イ　被申立人会社と被申立人Ｙ２らの関係として、被申立人Ｙ２らは申立人の元養親であること、被申立人Ｙ２は未届個人事業主で、被申立人会社の下請けとして申立人の雇用契約者であること、被申立人Ｙ３は同Ｙ２の妻であり被申立人会社との関係では同Ｙ２と同じであること、申立人は令和６年８月 20 日頃から被申立人Ｙ２らの従業員としてかつ被申立人会社の社員扱いとして労働していたが、同年 11 月から申立人の希望で雇用保険

等加入の申し出により正社員となったが、元請け（発注元）からの支払いの継続はされてると思料（つまり賄賂）、すなわち労基法第10条に定める「使用者」に該当する者と解す。

ウ　被申立人らの不当行為として、以下の内容。

(ｱ)　労組法第７条第１号、第４号の不利益取扱い。「労働者が労働組合に加入せず若しくは労働組合から脱退することを雇用条件とすること」は黄犬契約と呼ばれます。

(ｲ)　申立人は、労働組合に加入しようとした。

エ　不当行為を構成する具体的事実として、以下の内容。

(ｱ)　龍ヶ崎労働基準監督署が被申立人会社に令和７年６月10日付け発付の是正勧告書のとおり未払給料。

(ｲ)　上記(ｱ)の給料搾取に係る強制労働。

(ｳ)　休日出勤や残業割増金の政令最低賃金の未払い。

(ｴ)　源泉徴収金などの業務上横領、茨城県警察本部刑事部捜査第二課にて令和８年３月25日受理。

オ　救済の趣旨として、不当行為がなければ相当額の労働賃金が得られており、また、養親から「暴行、脅迫、監禁」（刑事告訴受理）の手段によって労働を強制されてなければ、今ごろ健康に最低限度の生活を営む生活（結婚していたかも）をしてた可能性は高い。したがって、救済命令を発動してください。

(3)　また、本申立書には、令和７年６月10日付け龍ヶ崎労働基準監督署労働基準監督官松下寛成作成、被申立人会社代表取締役Ａ宛ての是正勧告書(控)が添付されていた。

上記是正勧告書（控）には、違反事項として、被申立人会社における、労働者申立人（Ｘ）に対する令和６年11月１日から同７年２月28日までの賃金を法定の除外事由なく所定支払日である翌月20日に、労働者本人に直接

支払っていないことと記載され、労基法第24条違反については、所定期日までに是正の上、遅滞なく報告するよう勧告する、などの記載がある。

(4)　上記(2)のとおり、本申立書には、申立人や被申立人らとの関係、申立人が労働組合に加入しようとしたこと、被申立人らの不当労働行為は労組法第７条第１号及び第４号の不利益取扱い、黄犬契約に該当するものであること並びに不当労働行為を構成する具体的事実として未払賃金や強制労働について記載されていた。他方で、申立人が労働組合に加入しようとした経緯、黄犬契約との主張に関連する被申立人らから提示された雇用条件の内容や申立人が労働組合に加入しようとしたこととの関係及び当委員会に対して求める救済の内容などについて、必ずしも明らかといえるものではなかった。

このため、令和８年５月21日に開催した第974回公益委員会議において、本申立書の内容を確認し、本請求書及び本申立書を補充するために、「申立て内容に係る再確認について」と題する照会書（別紙として照会事項を列挙し、申立人において当該別紙に直接回答を書き込めるようにした）に対し、同年６月11日までに、回答するよう通知することを決定し、同年５月28日付けで配達証明郵便にて肩書地に宛てて同照会書を申立人に発送し、同月29日に配達された。

３(1)　上記２(4)の「申立て内容に係る再確認について」に対する回答として、令和８年６月５日に申立人から回答書(申立人による記入日同年５月29日。以下「本回答書」という）が提出された。

(2)　本回答書においては、大要以下のとおりの記載あるいは以下のとおりと推測される記載がある。

ア　申立人は、令和６年11月１日に、KIKO企画労働組合連合（代表：Ｚ１（予定））に加入しようとした。

イ　被申立人Ｙ２らが、申立人に対して、その意思に反して、逮捕、監禁に始まり、暴行や脅迫をし、労働することを強制していたため、申立人は、

働く者たちと結成し、救済命令等の労働者のための手続を保険として考え、令和６年９月以降、労働組合の加入を常に検討し、同年 10 月８日ころから労働組合への加入の話などをしていた。

ウ　令和６年８月４日、秋田県から茨城県に向かう車中で、被申立人Ｙ３から申立人に対し、雇用条件（住居は他の従業員と一緒の一戸建て、ライフラインは全て会社持ち、食事は被申立人Ｙ２らと一緒でとれば無料、期間は１年位、給料はいくらほしいと聞かれ申立人から（日額と思われる）１万円と回答）の提示があった。

しかし、その後１ヶ月くらいで、仕事の現場も変わり、被申立人Ｙ３の長男のアパートへ住むことになり、全ての料金を分けて支払うことになった。申立人は、被申立人Ｙ２らと一緒じゃないことでよいと考えていたが、とんでもなく、上記長男のルールがあり、耐え難いものが日常的な生活であった。

この頃から、申立人は労組法を勉強したが、必ずしもユニオン・ショップ協定とは組合員の資格を有することは制限してないと最高裁判例もあった。しかし、申立人は、奴隷的拘束をうけており、自由に労働組合への加入は著しく困難であった。

エ　令和６年 10 月下旬頃に、被申立人Ｙ３より、口頭で雇用関係について選択するよう求められた。被申立人Ｙ３の説明は、これまでのように被申立人Ｙ２の下従業員として被申立人会社の仕事をして給料は日当×日数の全額支給か、被申立人会社の正社員になって厚生年金や社会保険等の料金が引かれる給料のどちらにすると言われ、申立人は後者を選んだ。その結果、申立人は、同年 11 月以降は被申立人会社の正社員となった。退職証明書は、同年 11 月以降、退職日の同７年３月 25 日までの５ヶ月間であり、同６年８月 20 日ころから働いた被申立人会社の仕事でも証明はされずかつ被申立人Ｙ２らへ請求しても交付されない。

オ　正直、労組法はむずかしいです。憲法第 28 条を基本に労働三権の保障で組合に加入することを条件なのかもしれませんが、申立人には、構成する人員の確保が困難であって、それでも憲法が保障する奴隷の禁止や生存権の侵害に抵触しているのだから、国又は県として委員会が助けてくれると信じる。

カ　申立人は、車の事故修理代名目にて、毎月最低生活費を確認され、13 万 5000 円と話し合いをした。しかし、令和６年 10 月は被申立人Ｙ２の従業員であったため、被申立人会社の同年 11 月 20 日の給料から毎月 10 万円天引きされた。また、被申立人会社は、申立人に直接払い原則の労基法第 24 条の違反を継続して、その後労働基準監督署より是正勧告書を交付され、さらに従わないとして送致されかつ給料の横領として被申立人Ｙ２らとの共犯になっており、かつ源泉徴収金等の業務上横領という刑事事件になっている。また本件は民事裁判にて提訴した（一審で棄却となり、現在、東京高等裁判所にて控訴している）。仮に申立人が労働組合に加入していれば、これまでのような数回のやり取り（補正）をせず、速やかに救済命令が発せられたと考えます。しかし、最高裁判例でもあるように、基本的には憲法第 28 条、民法第 90 条に該当するならまだしもユニオン・ショップ協定は資格を取得しない場合でも総合的に勘案して社会通念上株式会社としての対応によって侵害は許されない。また、申立人は当然にクローズド・ショップ協定ではありません。また、申立人による申立ては、憲法第 18 条である。組合費は当然納入義務があるところ、申立人の申立ては被申立人らによる未払給料であることから、後納は可能と考えます。また、労働組合に加入することで、給料の３原則、通貨で直接、全額払いは守られていたのではないでしょうか。裁判の判決の効力と同等の救済命令を発する不当業務行為が顕著である。また、民法第 536 条２項の定めに従うべきであり、申立人は賃金を直接かつ全額の支払いが５ヶ月なされておらず、

この権利は失うことはないハズである。申立人は民事裁判でも救済を求めるも、代理人弁護士を付せず勝ち目が乏しい。しかし同様に行政的救済を求めることができる。不当労働行為禁止規定の違反する行為は労組法第７条に該当し、損害賠償の構成要件を満たしていることで違法性を追求できる。委員会は救済命令の前に緊急命令にて一部ないし全部の支払いに従わせてください。

キ　不利益取扱いは労働基準監督署の調査で顕著であり、不利益取扱いがなされなかったならば得られたであろう賃金相当額は多額である。その中間搾取によって憲法が定める生存権の侵害があり、監禁、暴行、脅迫その他精神的苦役、酷使が存在したことも顕著な事実である。憲法で禁止されている奴隷的拘束の苦役、労基法第５条の強制労働は明らかにあった。当然に使用者、被申立人たちは保身のため否定するでしょう。しかし、給料の搾取されることで肉体的にも精神的に苦役になる。従って、労働委員会の認定で救済命令及び緊急命令を直ちに交付していただき、申立人の精神的苦役の緩和に努めていただきたい。申立人の受けた不利益取扱いは顕著な事実です。給料日に家族で取りに行き、申立人は車で待っていて被申立人Ｙ２らに渡すと言っているが、それも違法ですが、何故、正社員の申立人に直接渡さないのか。被申立人Ｙ２らは、申立人が生活困難な給料と把握しながら何故その借金を 10 万円引くのか。多分申立人が逃げるからとか言います。

ク　龍ヶ崎労働基準監督署交付の是正勧告書は金額を明確にしたものです。行政的救済の場合、このような損害賠償を命ずることは、一時金支払遅延の場合の遅延損害金の支払命令を発付していただきたい。既に、従前、監督署の発行の是正勧告書に対し、支払命令としていただきたい。申立人は、実際は、毎月 10 万円×５ヶ月搾取されており、その期間の生活は憲法で定める 25 条の生存権に抵触し、その責任は第１次義的に被申立人会社に

あり、次に被申立人Ｙ２らの扶養義務違反です。申立人は何故働いて給料がもらえないのですか。そして、監禁、暴行、脅迫という刑法でも受理されて捜査着手されかつ労基法第５条の犯罪です。それらの警告も支払命令とともに救済を求めます。すなわち、労働者のため、従前、是正勧告は被申立人会社が代表して支払うべきでこれを拒否できない。その余は被申立人らの話し合いであろう。

第３　判断

１　第２の経過を踏まえると、申立人は、被申立人らによる賃金の未払い、暴行、脅迫、監禁及び強制労働等並びに黄犬契約が、労組法第７条第１号、第４号の不当労働行為に当たると主張して、その是正を求めていると考えられる。

２　まず、申立人が主張していると考えられる、被申立人らによる賃金の未払い並びに被申立人Ｙ２らから暴行、脅迫、監禁及び強制労働等の不利益を受けたとの点についてであるが、労組法第７条第１号前段は、労働者が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと又は労働組合の正当な行為をしたことを理由として、使用者が当該労働者に対し不利益な取扱いをすることを不当労働行為として禁止している。

しかし、申立人が提出した本請求書、本申立書及び本回答書の内容は上述したとおりであり、申立人が労働組合の組合員であること、労働組合に加入し、若しくはこれを結成しようとしたこと又は労働組合の正当な行為をしたことを理由として、被申立人らから不利益取扱いを受けたとの事実は示されていない。

３　また、申立人が主張していると考えられる黄犬契約についてであるが、労組法第７条第１号後段は、労働者が労働組合に加入せず、又は労働組合から脱退することを雇用条件とすることを不当労働行為として禁止している。

しかし、申立人が提出した本請求書、本申立書及び本回答書の内容は上述したとおりであり、被申立人らが、申立人において労働組合に加入しないこと又は労働組合から脱退することを雇用条件としたとの事実は示されていない。

4　加えて、申立人は労組法第７条第４号の不当労働行為にも該当する旨主張していると考えられるが、労組法第７条第４号は、労働者が労働委員会に対し使用者が同条の規定に違反した旨の申立てをしたことなどを理由として、使用者が当該労働者に対し不利益な取扱いをすることを不当労働行為として禁止している。

しかし、そもそも、申立人が主張する被申立人らによる賃金の未払い、暴行、脅迫、監禁及び強制労働等並びに黄犬契約は、申立人が提出した本請求書、本申立書及び本回答書による上述した申立人の主張によれば、申立人が令和７年３月 25 日に退職したとのことであることから、当委員会に本件申立てをする前の事由であることは明らかであり、本件申立てと関係ないこともまた明らかといえる。

5　このほか、横領、動産の返還等の申立人が主張していると考えられる事由についても、申立人提出の本請求書、本申立書及び本回答書の上述した内容からは、労組法第７条第１号に規定する不当労働行為の成立を示す事実はなく、また、労組法第７条第４号の関係でも上記４項と同様の理由から本件申立てと関係のないことが明らかといえる。

6　申立人提出の本請求書、本申立書及び本回答書の上述した内容からは、他の類型の不当労働行為の成立を示す事実もない。

7　したがって、申立人の主張は、その主張自体から、労組法第７条第１号、第４号などの不当労働行為に該当しないことは明らかである。

第４　結論

以上のとおり、本件申立ては、労委規則第33条第１項第５号に該当するので、主文のとおり決定する。

令和８年７月16日

茨城県労働委員会

会長　亀田　哲也